

平成 25 年 4 月 30 日
公正取引委員会

行政事業レビューに係る行動計画

第 1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し、チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。チームの構成員は以下のとおりとする。

総括責任者：官房総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メンバー：官房総務課会計室長，官房総務課企画官，官房人事課長
経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長
審査局管理企画課長

事務局：官房総務課，官房総務課会計室

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部の視点を活用したレビューを実施する。外部有識者は、チームの総括責任者である官房総括審議官が複数名指名する。

第 2 取組の進め方

1 事業単位の整理

事務的経費，人件費等を除く全ての平成 24 年度の事業について，別途，行政改革推進本部事務局が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。事業単位の整理に当たっては，レビューと政策評価との連携を確保するため，目標管理型の政策評価の対象となる施策と，当該施策を構成する事務事業に係るレビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）との対応関係を明記する。

2 レビューシートの作成及び中間公表

(1) 事業担当部署による点検及び行政事業レビューシートの作成

事業担当部署は，レビュー対象事業について，厳正な点検を行い，事業単位ごとに，行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成する。

(2) 中間公表

レビューシートは，記入可能な事項を記入の上，次に掲げる期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において

公表する。

ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則、公開プロセス開始日の10日前

イ その他の事業は原則6月末、遅くとも7月上旬

3 外部有識者会合

(1) チームは、原則、次のいずれかに該当する事業について、外部有識者会合において点検を求める。

ア 平成24年度に新規に開始したもの

イ 平成25年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、平成26年度予算概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

このほか、チームは、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることとなるよう平成24年度の事業の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求める。

(2) 外部有識者会合に参加する外部有識者はチームの総括責任者が指名した3名とする。

(3) 外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

(4) チームは、外部有識者による点検の結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(5) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。

4 公開プロセスの実施

(1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、次のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定する。

ただし、原則、事業単位が1億円未満のものは対象外とする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 平成25年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

(2) 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、チームの総括責任者が指名した3名と、行政改革推進本部事務局が選定した3名とする。チームの総括責任者は、外部有識者からとりまとめ役を指名する。

- (3) 公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。
- (4) 公開プロセスは6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局が定めるルールに従うものとする。
- (5) 公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。

5 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) チームによる点検（サマーレビュー）

チームは、レビュー対象事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(2) 概算要求等への反映

チームの所見を平成26年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。また、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に分かりやすく記入する。

6 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、平成26年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを概算要求の提出期限までに公表する。

(2) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上、レビューシートの最終公表後1週間以内に公表する。

7 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

平成24年度の事業のほか、次に掲げる事業についても、事業担当部署がレビューシートを作成し、記入可能な事項を記入の上、それぞれ次に掲げる期日までにホームページにおいて公表する。ただし、平成26年度新規要求事業については中間公表を行わない。

ア 平成25年度から新規に開始した事業（以下「平成25年度開始事業」という。）は、原則6月末、遅くとも7月上旬

イ 平成26年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「平成26年度新規要求事業」という。）は、平成26年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

なお、平成25年度開始事業は、平成24年度の事業と同時期に、別

途、行政改革推進本部事務局が示す様式に従って事業単位を整理する。

(2) チームによる点検

チームは、平成25年度開始事業及び平成26年度新規要求事業についても、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

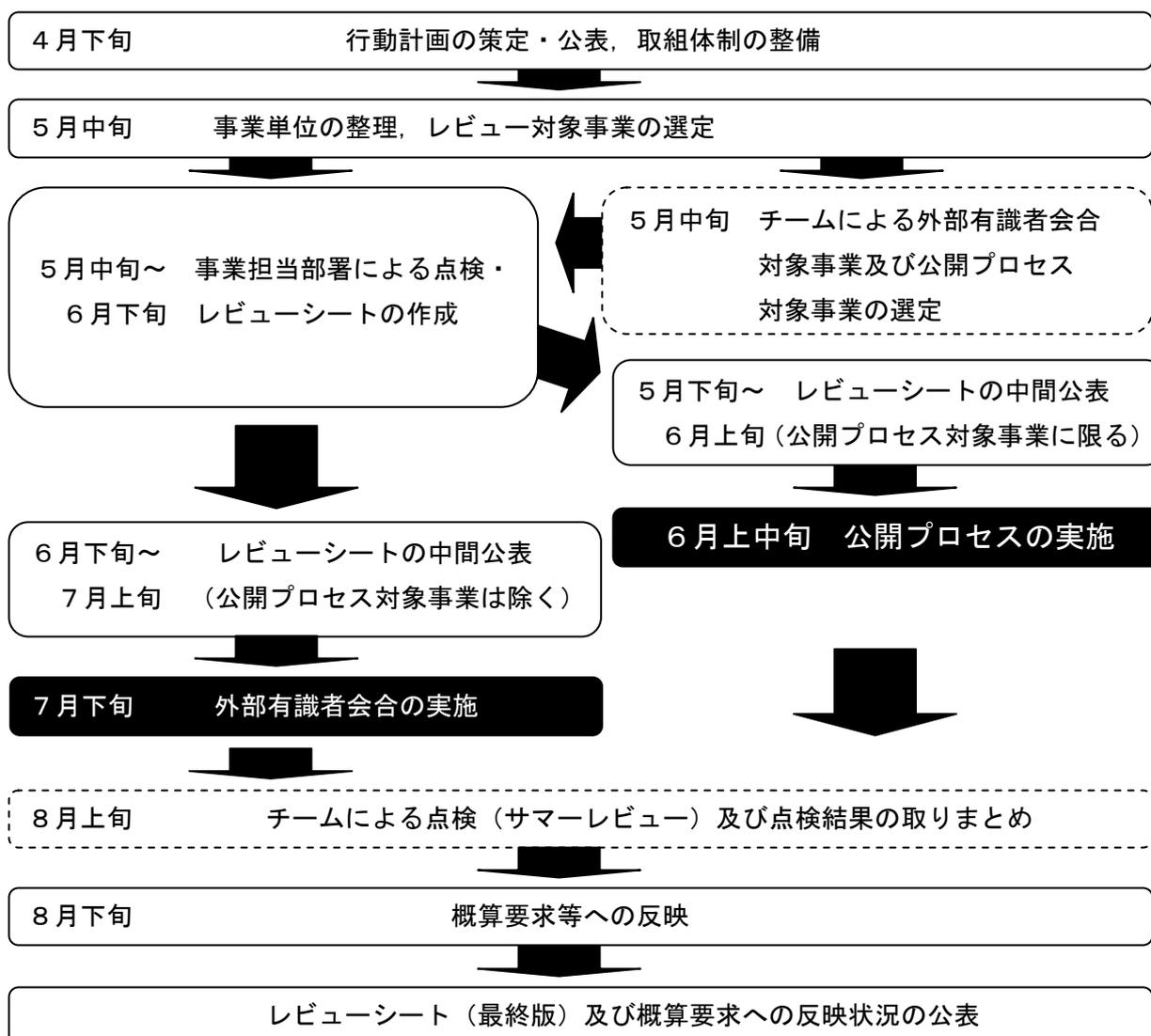
(3) 概算要求等への反映

チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映するとともに、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上、次に掲げる期日までにホームページにおいて公表する。

ア 平成25年度開始事業は、レビューシートの最終公表後1週間以内

イ 平成26年度新規要求事業は、平成26年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

第3 平成25年度の実施のスケジュール



事業番号 ②

平成25年行政事業レビューシート (公正取引委員会)								
事業名	独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会		担当部局庁	官房	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和54年度～		担当課室	官房総務課	東出 浩一			
会計区分	一般会計		政策・施策名	③競争政策の広報・広聴等				
根拠法令 (具体的な条項も記載)			関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地方有識者(経済界, 学識経験者, 報道機関, 消費者団体等)と公正取引委員会委員等との懇談会を通じて, 競争政策や公正取引委員会の活動について, 幅広く意見・要望を把握し, 今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るとともに, 併せて開催する講演会を通じて競争政策に対するより一層の理解を深めることを目的としており, 毎年, 全国各地において開催している。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	公正取引委員会の最近の活動状況等について, 各地域の主要経済団体, 消費者団体の代表者等の有識者から公正取引委員会の委員等が意見を聴取するとともに, 率直な意見交換を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	4.8	4.4	4.4	4.3		
		補正予算	0	0	△ 0.1	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
	計		4.8	4.4	4.3	4.3		
	執行額		3.6	3.2	3.1			
執行率 (%)		76	72	71				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	※独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に対する意見聴取が中心であり, 政策への反映状況について指標を設定することは困難。		成果実績					
		達成度	%					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会開催回数		活動実績 (当初見込み)		9 (9)	9 (9)	10 (10)	— (8)
単位当たりコスト	307,423(円/懇談会1回)		算出根拠	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会開催に係る経費(3,074,226円)/懇談会の開催回数(10回)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.8						
	職員旅費	1.8						
	委員等旅費	0.1						
	庁費	1.6						
	計	4.3						

事業所管部局による点検							
	項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	競争政策を有効かつ適切に実施していくためには、各地の有識者と意見交換を行うことが重要である。各地の有識者からの意見聴取は、競争政策を実施する公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	旅費、謝金については、規則・統一単価に基づいて支出しており、庁費の支出については、相見積りを原則とすることにより、競争性の確保とコストの削減を図っている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-				
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	各地の有識者が一堂に会した場で意見交換を行うことにより、効率的に意見を聴取できるほか、有識者間の議論も行われるため、より効果的に意見を聴取できる。また、講演会も併せて行うことにより、当該地域全体の事業者等に競争政策に対するより一層の理解を深めてもらうことができる。懇談会の場において有識者から聴取した意見については、主な意見を公表するとともに、全局的に共有し、随時、各種取組に反映する等、公正取引委員会の競争政策の運営に重要な役割を果たしている。例えば、「親事業者による下請法違反行為の未然防止を図るとともに、商取引において弱い立場にある下請事業者を保護する観点から、今後とも親事業者を対象とした実効性のある研修を行ってほしい。」との意見に対しては、親事業者を対象とした下請法の習熟度に応じた講習会や業種別講習会を行うなど、対象別のきめ細かい普及・啓発活動を実施しており、「カルテルや入札談合が独占禁止法に違反する行為であることは、公正取引委員会の広報活動によってかなり周知徹底されてきていると思うが、地方ではまだその認識が弁護士でさえ不十分であると感じることも多い。引き続き、地方の企業や弁護士等への広報活動も積極的に行う必要がある。」との意見に対しては、地方の弁護士会との意見交換等を行うなどしている。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	類似の事業として「独占禁止懇話会」(経済取引局が所管)が実施されているが、これは各界の代表者・有識者等から、全国的な見地から意見を聴取するものであり、各地の有識者から地域の経済社会の実情に即した競争政策に関する意見・要望を聴取する本事業との役割分担は適切である。			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名				
	3	独占禁止懇話会	経済取引局				
点検結果	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会については、競争政策について分かりやすい説明を行うとともに、積極的に意見聴取を行っている。意見聴取結果については、主な意見を公表するとともに、事務総局内で共有し、政策への反映を図るなど、地方の意見を施策に生かす貴重な機会であることから、今後も積極的に懇談会を開催して意見聴取を行うこととする。						
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年	③(2)	平成23年	⑦	平成24年	③		

公正取引委員会
3.1百万円
〔懇談会等の企画・運営等〕

【出席依頼】

A. 地方有識者(78名)
0.7百万円

〔懇談会において、
意見・要望を陳述〕

【随意契約】

B. 民間事業者(33社)
1.0百万円

〔会場、ハイヤー及び会議時の
コーヒーの提供等〕

C. 公正取引委員会
委員・職員(29名)
1.3百万円

〔懇談会・講演会の出席・運営
に係る出張〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 地方有識者

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.02		
2	個人B	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.02		
3	個人C	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.01		
4	個人D	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.01		
5	個人E	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.01		
6	個人F	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.01		
7	個人G	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.01		
8	個人H	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.01		
9	個人I	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.01		
10	個人J	独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会への出席	0.01		

B. 民間事業者

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪商工会議所	懇談会・講演会会場、講演会看板等の提供	0.19		
2	高知商工会館	懇談会・講演会会場、コーヒー代等の提供	0.14		
3	榊かりゆし	懇談会・講演会会場、講演会看板、コーヒー代等の提供	0.14		
4	福岡県自治会館管理組合	懇談会・講演会会場等の提供	0.08		
5	財団法人埼玉県産業文化センター	懇談会・講演会会場等の提供	0.07		
6	護国会館	懇談会・講演会会場、講演会看板、コーヒー代等の提供	0.06		
7	公益財団法人三重県文化振興事業団	懇談会・講演会会場、講演会看板等の提供	0.04		
8	永代印刷(株)	講演会看板の提供	0.04		
9	未来都ハイタク事業協同組合	ハイヤーの提供	0.03		
10	土佐ハイヤー(株)	ハイヤーの提供	0.03		

C 公正取引委員会委員・職員

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.17		
2	個人B	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.16		
3	個人C	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.13		
4	個人D	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.12		
5	個人E	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.1		
6	個人F	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.09		
7	個人G	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.08		
8	個人H	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.08		
9	個人I	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.08		
10	個人J	懇談会・講演会の出席・運営に係る出張	0.03		

独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会

1 業務の目的・概要

地方有識者（経済界，学識経験者，報道機関，消費者団体等）と公正取引委員会委員等との懇談会を通じて，競争政策や公正取引委員会の活動について，幅広く意見，要望を把握し，今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るとともに，併せて開催する講演会を通じて競争政策に対する国民的理解の増進を図ることを目的としている。

2 過去の開催実績

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
8 都市 ・ 釧路市 ・ 秋田市 ・ さいたま市 ・ 岐阜市 ・ 和歌山市 ・ 山口市 ・ 高知市 ・ 佐賀市	9 都市 ・ 函館市 ・ 仙台市 ・ 水戸市 ・ 名古屋市 ・ 神戸市 ・ 鳥取市 ・ 高松市 ・ 熊本市 ・ 那覇市	9 都市 ・ 札幌市 ・ 青森市 ・ 千葉市 ・ 新潟市 ・ 金沢市 ・ 京都市 ・ 松江市 ・ 松山市 ・ 鹿児島市	9 都市 ・ 帯広市 ・ 福島市 ・ 前橋市 ・ 横浜市 ・ 静岡市 ・ 福井市 ・ 岡山市 ・ 徳島市 ・ 大分市	10 都市 ・ 旭川市 ・ 盛岡市 ・ 宇都宮市 ・ さいたま市 ・ 津市 ・ 大阪市 ・ 広島市 ・ 高知市 ・ 福岡市 ・ 那覇市

※ 開催都市については，各ブロックの県庁所在地で持ち回り開催。

3 必要性

独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会については，独占禁止懇話会の地方版と位置付け，意見聴取機能を強化しており，地域の経済社会の実情に即した競争政策を有効かつ適切に推進するために，今後も継続する必要がある。

また，懇談会と併せて開催している講演会については，地方事務所等が所在しない都市において，独占禁止政策のより一層の理解を深めてもらうために有効的な広報手段であり，今後も継続する必要がある。

地方有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について

平成 25 年 1 月 16 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法及び下請法の運用にいかしています。

平成 24 年度においては、各地区における有識者との懇談会を平成 24 年 11 月に別紙 1 のとおり開催しました。これらの懇談会において有識者から示された主な意見等の概要は以下のとおりです（各地区の懇談会で示された主な意見等については別紙 2 のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見等を踏まえて、今後とも独占禁止法及び下請法の的確な運用に努めてまいります。

1 独占禁止法

- ・ 協同組合の連合会にはかなりのパワーがある。そこで優越的地位の濫用が行われていないか、きちんと調査をしてほしい。（旭川市）
- ・ 東日本大震災復興事業について、岩手県、宮城県と福島県が発注する物件の落札率は震災前と比較して高くなっている。談合が行われていないか、原材料・資材の価格カルテルが行われていないか調査し、復興予算が無駄に使われないようにしてほしい。（盛岡市）
- ・ 消費税率の引上げに伴い、公正取引委員会や関係機関には、消費税率の引上げ分が適正に転嫁されるよう普及啓発活動を行うとともに、転嫁拒否行為に対する取締り・監視をしっかりと行ってほしい。（宇都宮市）
- ・ 公正取引委員会が 9 月に公表した「電力市場における競争の在り方について」の提言が実効性を伴うものとなるようにしてほしい。（宇都宮市）
- ・ 平成 21 年に公正取引委員会に優越的地位濫用事件タスクフォースが設置されて以降、優越的地位の濫用に関する措置件数は大幅に増加している。しかし、量販店等による協賛金の要請や従業員の派遣要請等の違反行為は跡を絶たない。（津市）
- ・ 最近の市場では特に大規模小売業者の立場が非常に強くなっている。全国のマーケットシェアで見ると大規模小売店の占める割合は 10%程度とそれ程高くないように思われるが、メーカーからみると売上の 10%というのは非常に大きな割合を占めるものであり、取引できるかどうかは大きな問題である。（大阪市）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- ・ 課徴金については、アメリカの罰金やEUの制裁金と同水準まで算定率を引き上げるとともに、調査への協力を拒むなど悪質な事業者には増額し、その一方で、調査に協力する事業者には減額することができるよう、公正取引委員会に裁量を与えるべきである。(福岡市)
- ・ 消費者にとって価格が安いのは良いことであるが、大規模事業者との価格競争の結果、地域の中小事業者がどんどん消えてしまっており、不便を感じる。地域の中小事業者の育成という観点からも、不当廉売を行っている事業者の取締りが必要である。(那覇市)

2 下請法

- ・ 消費税率が引き上げられるが、それに伴って下請事業者が増税分を親事業者に対する販売価格に転嫁できているか、チェックをしっかりと行ってほしい。(盛岡市)
- ・ 下請取引については不況の下で資金繰りが厳しい下請事業者も多いことから、違反行為に対して早急な改善が求められるものであり、書面調査の結果を待ってからでは遅いといった事情も見受けられる。しかしながら、下請事業者から公正取引委員会に申し出ると取引を切られてしまうのではないかと、といった不安が常に存在することから、下請事業者が不利益を受けないような措置を採ることも必要ではないか。(大阪市)

3 国際協力

- ・ 九州から東南アジアなど海外に進出する企業が今後も増加すると考えられるので、公正取引委員会においては、国際的な視野で、海外における独占禁止法を運用する関係機関と連携して活動してほしい。(福岡市)

4 広報・広聴

- ・ 商工会議所や商工会などから独占禁止法等の勉強会を行ってほしいとの声が上がっているので、協力をお願いしたい。(さいたま市)
- ・ 公正取引委員会が違反事例を公表することは、何が問題なのかを中小事業者が具体的に理解し学ぶことができる機会なので、今後もぜひ続けてほしい。(津市)
- ・ 中・高・大学生に対して独占禁止法教室を開催するなど若者を対象とした広報活動を行っているということだが、若い頃にこういった教育を受けることは非常に良いと思うので、今後も推進してほしい。(広島市)
- ・ 独占禁止法違反事件の摘発を機に、その地域での独占禁止法遵守意識の向上を積極的に図るべきである。公正取引委員会は必ずしも身近な機関ではないし、パンフレットだけでは伝わらない部分も多いので、公正取引委員会には法の周知や啓発を積極的に行っていただきたい。(高知市)

5 その他

- ・ 景品表示法が3年ほど前に消費者庁に移管されたが、公正取引委員会も地方事務所においては、消費者庁と連携して景品表示法に関する調査等を行っているということであり、引き続き消費者庁との協力関係を維持してほしい。(宇都宮市)
- ・ 消費者は、表示の内容を信じて商品やサービスを選択しており、不当表示がないかもっと調べてほしい。(那覇市)

地方有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員等
旭川市	11月9日	山本 和史 事務総長
盛岡市	11月9日	幕田 英雄 委員
宇都宮市	11月9日	小田切 宏之 委員
さいたま市	11月20日	山本 和史 事務総長
津市	11月9日	浜田 道代 委員
大阪市	11月8日	浜田 道代 委員
広島市	11月22日	山本 和史 事務総長
高知市	11月22日	幕田 英雄 委員
福岡市	11月22日	小田切 宏之 委員
那覇市	11月22日	浜田 道代 委員

第1 北海道地区（旭川市）

1 独占禁止法

- ・ 独占禁止法の基本的な考え方は普遍的で変わらないものかもしれないが、社会情勢の変化を見据え、法律の内容を変えなくてはならないのではないかな。
- ・ 協同組合の連合会にはかなりのパワーがある。そこで優越的地位の濫用が行われていないか、きちんと調査をしてほしい。
- ・ 中小事業者と大規模事業者では仕入価格が全く違う。中小事業者の仕入価格よりも大規模事業者の販売価格の方が安くなることもあり、同じ土俵での競争にならない。

2 広報・政策評価

- ・ 過去の入札談合事件の取材において、当地区を中心とする事件にも関わらず、当地区に公正取引委員会の出先機関がないため、取材に苦労した。そうした点も考慮して、広報体制を考えてほしい。

3 その他

- ・ 公正取引委員会は消費者にとっては縁遠く、日常生活に一番関係があるかもしれない機関にもかかわらず、少し距離があるように感じる。消費者セミナーで、公正取引委員会と自分たちの生活がどのように関係しているのか分かりやすく説明していただけるのではないかと期待している。

第2 東北地区（盛岡市）

1 独占禁止法

- ・ 東日本大震災復興事業について、岩手県、宮城県と福島県が発注する物件の落札率は震災前と比較して高くなっている。談合が行われていないか、原材料・資材の価格カルテルが行われていないか調査し、復興予算が無駄に使われないようにしてほしい。

2 下請法

- ・ 消費税率が引き上げられるが、それに伴って下請事業者が増税分を親事業者に対する販売価格に転嫁できているか、チェックをしっかりと行ってほしい。
- ・ 下請事業者が泣き寝入りをしているという相談を受けており、そのような行為は是正させるべきと考えているが、情報提供者が特定されてしまうという問題に直面している。

3 広報・政策評価

- ・ 東日本大震災を通じて分かったのは、事業者団体に加入していない中小事業者は、行政情報をはじめとする様々な情報を得る機会が少ないということである。そのような中小事業者は、独占禁止法や下請法についての知識も少なく、法律上問題になりそうな行為を親事業者から受けていても、泣き寝入りをしている。このため、特に親事業者に対する更なる啓発活動が必要である。

4 その他

- ・ 東日本大震災復興事業が本格化していく中で、どのように競争を確保すべきかが重要な課題になっていくと思われる。可能ならば、時限的でもよいので、東北事務所の職員数を増やすなどして体制を強化してほしい。

第3 関東甲信越地区①（宇都宮市）

1 独占禁止法

- ・ 独占禁止法違反行為を取り締まることは、事業者が入札談合等の違反行為から抜け出すきっかけになるとともに、違反行為に関与していた従業員を救うことにもなると思う。
- ・ 消費税率の引上げに伴い、公正取引委員会や関係機関には、消費税率の引上げ分が適正に転嫁されるよう普及啓発活動を行うとともに、転嫁拒否行為に対する取締り・監視をしっかりと行ってほしい。
- ・ 公正取引委員会が9月に公表した「電力市場における競争の在り方について」の提言が実効性を伴うものとなるようにしてほしい。

2 下請法

- ・ 中小事業者は苦しい経営状況が続いており、下請いじめの問題が潜在的に数多くあると思われる。公正取引委員会では、下請法に基づく書面調査等により、積極的に情報収集を行っているとのことであるが、公正取引委員会は各県に出先機関を置いていないため、中小事業者の声が公正取引委員会に適切に届くよう、より効果的な情報収集の仕組みを検討してほしい。

3 広報・政策評価

- ・ 消費者が公正取引委員会の取組や競争の大切さを理解するきっかけは少ない。消費者力を高めることは非常に重要であると考えており、一般消費者にも公正取引委員会の取組を説明する機会を積極的に作ってほしい。
- ・ 公正取引委員会の活動を国民に知らせるために、積極的な広報活動が必要であると思う。特に、業種・業界別の講習が効果的であると考えられるので、一層力を入れるとよい。
- ・ 公正取引委員会は、多くの企業を対象に優越的地位の濫用や下請法の説明会を行い、企業のトップから中間管理職、営業担当者までの会社全体としてコンプライアンスに取り組めるような社内体制確立の手助けを行ってほしい。

4 その他

- ・ 景品表示法が3年ほど前に消費者庁に移管されたが、公正取引委員会も地方事務所においては、消費者庁と連携して景品表示法に関する調査等を行っているということであり、引き続き消費者庁との協力関係を維持してほしい。

第4 関東甲信越地区②（さいたま市）

1 独占禁止法

- ・ 量販店等では安い価格で酒が販売されているが、独占禁止法上問題となるケースもあると思うので、しっかり監視してほしい。

2 下請法

- ・ 下請事業者への支払遅延や代金減額等が行われないうように監視するとともに、マスコミを活用するなどして、下請法に関する広報活動を一層強化し、親事業者及び下請事業者に対する周知を徹底させてほしい。
- ・ 今後、消費税率が引き上げられるが、消費税率引上げ分を価格に転嫁することは中小事業者の経営存続のために必要不可欠であることから、消費税転嫁拒否が行われた場合には、公正取引委員会等が指導を行うなどしっかり取り組んでほしい。
- ・ 下請取引において、下請事業者が、契約を書面で交わす必要性に疑問を持つケースがあるなど、下請事業者が、下請法は下請事業者を保護する法律であることを理解していない面があるように思うので、下請事業者側に下請法の周知をすることも必要ではないか。

3 広報・政策評価

- ・ 商工会議所や商工会などから独占禁止法等の勉強会を行ってほしいとの声が上がっているので、協力をお願いしたい。
- ・ しっかり広報活動を行い、独占禁止法等の周知を図れば、独占禁止法等の違反行為は減るのではないかと考える。情報が必要な人に分かりやすい形で伝えるような広報活動を行ってほしい。

第5 中部地区（津市）

1 独占禁止法

- ・ 平成21年に公正取引委員会に優越的地位濫用事件タスクフォースが設置されて以降、優越的地位の濫用に関する措置件数は大幅に増加している。しかし、量販店等による協賛金の要請や従業員の派遣要請等の違反行為は跡を絶たない。

2 下請法

- ・ 実際には、優越的地位の濫用や下請法違反が行われた場合でも、取引先との力関係で泣き寝入りしている中小事業者も少なくない。そういう意味でも、独占禁止法や下請法について、積極的な広報活動により認知度を高め、中小事業者の取引の改善を図っていく必要があると考えている。

3 広報・政策評価

- ・ 公正取引委員会の活動の中でも地域に密着したものは新聞記事にもなりやすい。読者も公正取引委員会の活動を知ることができ、また、事業者もどのような行為が独占禁止法に違反するのかが分かると思う。
- ・ 公正取引委員会が違反事例を公表することは、何が問題なのかを中小事業者が具体的に理解し学ぶことができる機会なので、今後もぜひ続けてほしい。

4 その他

- ・ 中小事業者の団体は、中小事業者の代表として、会員事業者に対し、独占禁止法や下請法という法律があり、守ってもらえる場面があるということを伝えるとともに、公正な契約を結んだ上で取引をする環境を作るという面で公正取引委員会と連携して活動していかなければならないのではないかと考えている。

第6 近畿地区（大阪市）

1 独占禁止法

- ・ 電力料金については、供給に要した費用に利益等を上乗せして決定するシステムになっているようであるが、発電等の供給に要する費用が増加しても決して利益を減らすことのない価格設定というのは到底理解できない。そのような価格を事業者に一方的に押し付けるのは優越的地位の濫用に該当するのではないか。
- ・ グローバルな競争の中では、企業結合規制について、よりスピーディーな対応が求められると考えられる。グローバルな市場をどう考慮するかについて、より具体的な基準・指標を作成することが必要ではないか。一方、ユーザー側からの視点も必要であり、企業結合に伴うユーザーのメリット・デメリットを考慮することも重要である。
- ・ 最近の市場では特に大規模小売業者の立場が非常に強くなっている。全国のマーケットシェアで見ると大規模小売店の占める割合は10%程度とそれ程高くないように思われるが、メーカーからみると売上の10%というのは非常に大きな割合を占めるものであり、取引できるかどうかは大きな問題である。

2 下請法

- ・ 下請取引については不況の下で資金繰りが厳しい下請事業者も多いことから、違反行為に対して早急な改善が求められるものであり、書面調査の結果を待つからでは遅いといった事情も見受けられる。しかしながら、下請事業者から公正取引委員会に申し出ると取引を切られてしまうのではないかと、といった不安が常に存在することから、下請事業者が不利益を受けないような措置を採ることも必要ではないか。

3 広報・政策評価

- ・ カルテルや入札談合が独占禁止法に違反する行為であるということは、公正取引委員会の広報活動によってかなり周知徹底されてきていると思うが、地方ではまだその認識が弁護士においても不十分であると感じることも多い。引き続き、地方の企業や弁護士等への広報活動も積極的に行う必要がある。

第7 中国地区（広島市）

1 独占禁止法

- ・ 先日、アメリカにおいてカルテルを行っていた日本企業の担当者が1年の禁固刑を受けたとの報道を見て驚いた。この報道を見る限り、欧米と比べ日本の規制は非常に緩やかだと感じた。

2 下請法

- ・ 自動車産業や造船業では毎年のように値下げ要求が行われており、そのような状況下において、下請事業者は消費税の転嫁問題について非常に懸念している。スムーズに消費税の転嫁が行われるような仕組みづくりや取組をお願いしたい。
- ・ どういった情報があれば公正取引委員会は動いてくれるのか、どうすれば下請事業者が傷つくことなく親事業者による不当な行為をやめさせることができるのかといった情報を広く示していただけると助かる。

3 広報・政策評価

- ・ 中・高・大学生に対して独占禁止法教室を開催するなど若者を対象とした広報活動を行っているということだが、若い頃にこういった教育を受けることは非常に良いと思うので、今後も推進してほしい。

4 その他

- ・ 中小事業者は、今度の消費税増税について不安に思っている。消費税の転嫁問題については、実効性のある制度作りを是非お願いしたい。

第8 四国地区（高知市）

1 独占禁止法

- ・ 今回の高知県で起きた入札談合事件を見ていて感じたのは、法を順守すべき公務員が法を犯したことが問題であり、発注者がまず法を守るように働きかけ、そして、事業者に対しては事前の教育や監視等に力を入れることが違反行為の未然防止にとって重要である。

2 下請法

- ・ 下請法違反事件においては、事件措置後に親事業者による犯人探しが始まり、公正取引委員会に情報提供した下請事業者が取引を切られるといった報復措置を受ける心配がある。下請法違反事件の措置後、下請事業者との取引に関するフォローアップ調査を行うべきである。

3 広報・政策評価

- ・ 独占禁止法違反事件の摘発を機に、その地域での独占禁止法遵守意識の向上を積極的に図るべきである。公正取引委員会は必ずしも身近な機関ではないし、パンフレットだけでは伝わらない部分も多いので、公正取引委員会には法の周知や啓発を積極的に行っていただきたい。

4 公正取引委員会の体制強化

- ・ 公正取引委員会のこれまでの法運用実績や今後期待される役割に比して人員が少な過ぎると思われる。

5 その他

- ・ 消費税率の引上げについて、商品等の価格を消費税込みの総額で表示している場合には、中小事業者が増税分を商品等の価格に転嫁することが極めて困難になると考えられる。

第9 九州地区（福岡市）

1 独占禁止法

- ・ 課徴金については、アメリカの罰金やEUの制裁金と同水準まで算定率を引き上げるとともに、調査への協力を拒むなど悪質な事業者には増額し、その一方で、調査に協力する事業者には減額することができるよう、公正取引委員会に裁量を与えるべきである。
- ・ 課徴金減免制度は機能しており、違反行為の発見や証拠収集において有効な手段となっていると評価できる。これを更に活用するためには、課徴金の算定率を引き上げるなど強化することにより、企業が同制度を利用するインセンティブを高めることが必要である。
- ・ 中小事業者の経営を困難に陥らせる不当廉売や差別対価については、公正取引委員会はより一層厳しい姿勢で調査を行い、違反行為に対しては厳正に対処してほしい。

2 下請法

- ・ 親事業者による下請法違反行為の未然防止を図るとともに、商取引において弱い立場にある下請事業者を保護する観点から、今後とも親事業者を対象とした実効性のある研修を行ってほしい。

3 国際協力

- ・ 九州から東南アジアなど海外に進出する企業が今後も増加すると考えられるので、公正取引委員会においては、国際的な視野で、海外における独占禁止法を運用する関係機関と連携して活動してほしい。

4 広報・政策評価

- ・ 違反したことが新聞等で報道されると企業も真剣に考えるものである。処分が厳しいほど報道される機会が増えることから、処分の厳罰化は広報にもつながる。
- ・ 消費税率が引き上げられることから、特に取引上強い立場にある事業者に対して、消費税は価格に転嫁されるものであるとの明確なメッセージを発信するなど、公正取引委員会においても円滑な価格転嫁実現のための広報、指導等の諸対策を講じられるよう要望する。
- ・ 複雑化した社会の中で職務を円滑に遂行するためには、広報がより重要になる。なぜ競争が必要なのかについて、現在のパンフレットでは理解しづらいので、更に工夫して今まで以上に分かりやすく訴えてほしい。

第10 沖縄地区（那覇市）

1 独占禁止法

- ・ 消費者にとって価格が安いのは良いことであるが、大規模事業者との価格競争の結果、地域の中小事業者がどんどん消えてしまっており、不便を感じる。地域の中小事業者の育成という観点からも、不当廉売を行っている事業者の取締りが必要である。

2 広報・政策評価

- ・ ホテルなどの大規模事業者と納入業者の取引において、納入業者は弱い立場にあるが、問題のある行為を受けても公正取引委員会に情報提供しにくい。納入業者が問題のある行為を受ける前に、違反行為の未然防止のため、外資系の企業も含めた大規模事業者に対し、本社や取引現場での積極的な周知活動に努めてほしい。
- ・ 中小事業者には独占禁止法についての知識・認識が少ない者もいるので、積極的に広報し、気軽に相談できる体制を採っていただきたい。また、離島での開催を含め、地域での懇談会の開催に努めてほしい。

3 その他

- ・ 消費者は、表示の内容を信じて商品やサービスを選択しており、不当表示がないかもっと調べてほしい。
- ・ 今後、予定される消費税率の段階的引上げについて、引上げ時期において適正に転嫁できないことが考えられる。これは、民間企業間の取引だけでなく、国や地方公共団体との取引においても同様である。幅広い視点の中で、政府一体となって検討し、有効な対策を講じてほしい。